

## 令和5年度福岡市モーターボート競走事業会計予算案

### (総 則)

第1条 令和5年度モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 年間開催日数	168日
2. 年間舟券売上金額	73,144,000千円
3. 一日平均舟券売上金額	435,381千円
4. 開催事務受託売上金額	6,384,000千円
5. 場間場外発売事務受託売上金額	13,719,000千円

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	モーターボート競走事業収益	84,116,160千円
第1項	営 業 収 益	84,080,918千円
第2項	営 業 外 収 益	35,242千円
支		出
第1款	モーターボート競走事業費用	79,911,041千円
第1項	営 業 費 用	79,897,571千円
第2項	営 業 外 費 用	12,470千円
第3項	予 備 費	1,000千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,008,003千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資	本	的	収
				入
				- 千円
		支	出	
第1款	資	本	的	支
				出
				5,008,003千円
第1項	建	設	改	良
				費
				1,007,003千円
第2項	利	益	剰	余
				金
				繰
				出
				金
				4,000,000千円
第3項	予	備	費	
				1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第6条 当年度利益剰余金のうち4,000,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計繰出金 4,000,000千円

令和5年2月22日提出

福岡市長 高島宗一郎